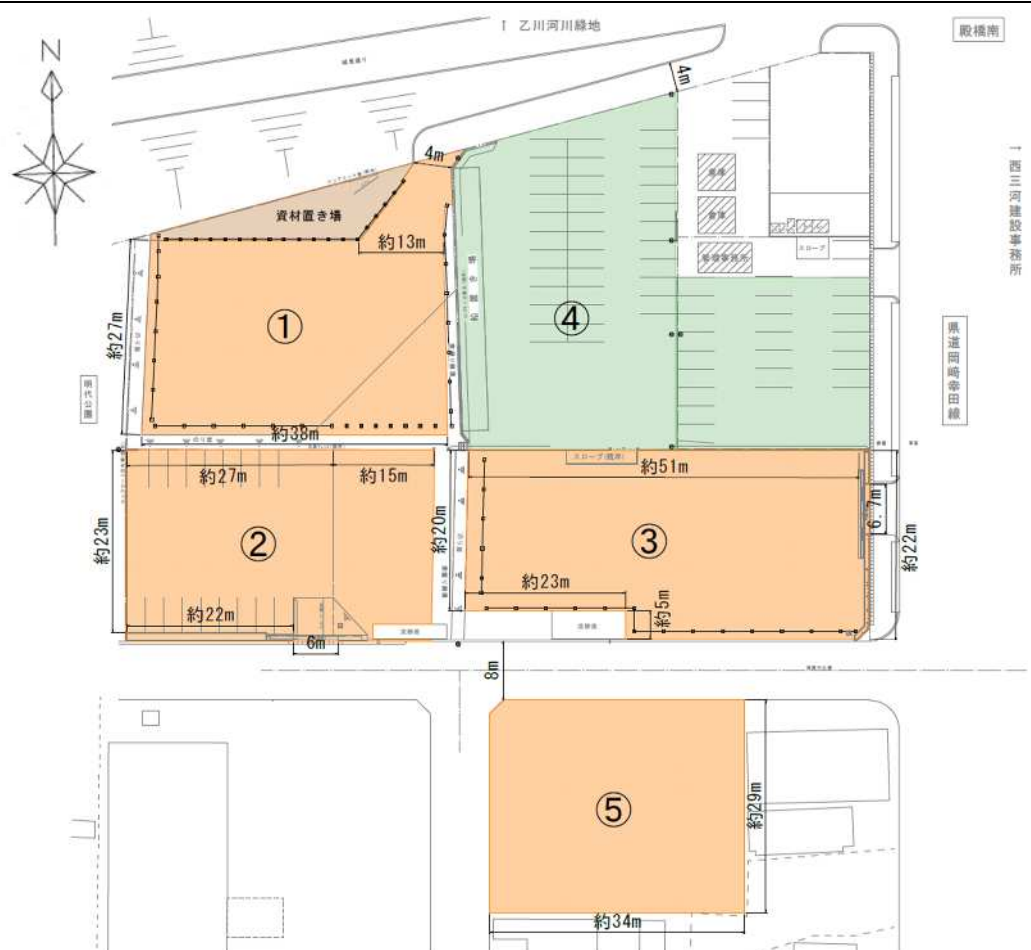


物件調書

所在地	岡崎市明大寺本町1丁目1番1の一部、22番		
使用面積	駐車場整備運営事業：③区画 1381.17㎡ ※任意 ⑤区画 1013.02㎡ ※必須 有効活用事業 ：①区画 1162.62㎡ ※任意 ②区画 1114.97㎡ ※任意 ③区画 1381.17㎡ ※任意 ※事業者から提案があった日時の使用を優先しますが、それ以外の空いている日時においては、使用希望者がいる場合、先着順で使用者を決定します。	電源の有無 水道の有無	なし なし
地目等	登記地目：宅地 都市計画区域：市街化区域 用途地域：商業地域		
最低使用料	駐車場整備運営事業(R7年度)： 5,095,890円(⑤区画のみの場合は2,124,322円) (R8年度)：10,219,926円(⑤区画のみの場合は4,260,341円) ③区画の一部のみを使用する場合の③区画の最低使用料は、有効活用事業同様とします。 有効活用事業(日額)：11円/㎡ ※上記金額は消費税及び地方消費税を含んでいます。		
使用期間	令和7年10月1日から令和9年3月31日まで ※駐車場整備運営事業は、許可開始日を令和7年10月1日(水)から令和7年10月31日(金)の間の提案があった日からとします。 ※有効活用事業は、令和7年10月1日(水)以降の提案があった期間について許可します。ただし、本募集時点で使用が決まっている日時については許可できません。		
広域図			

近隣図



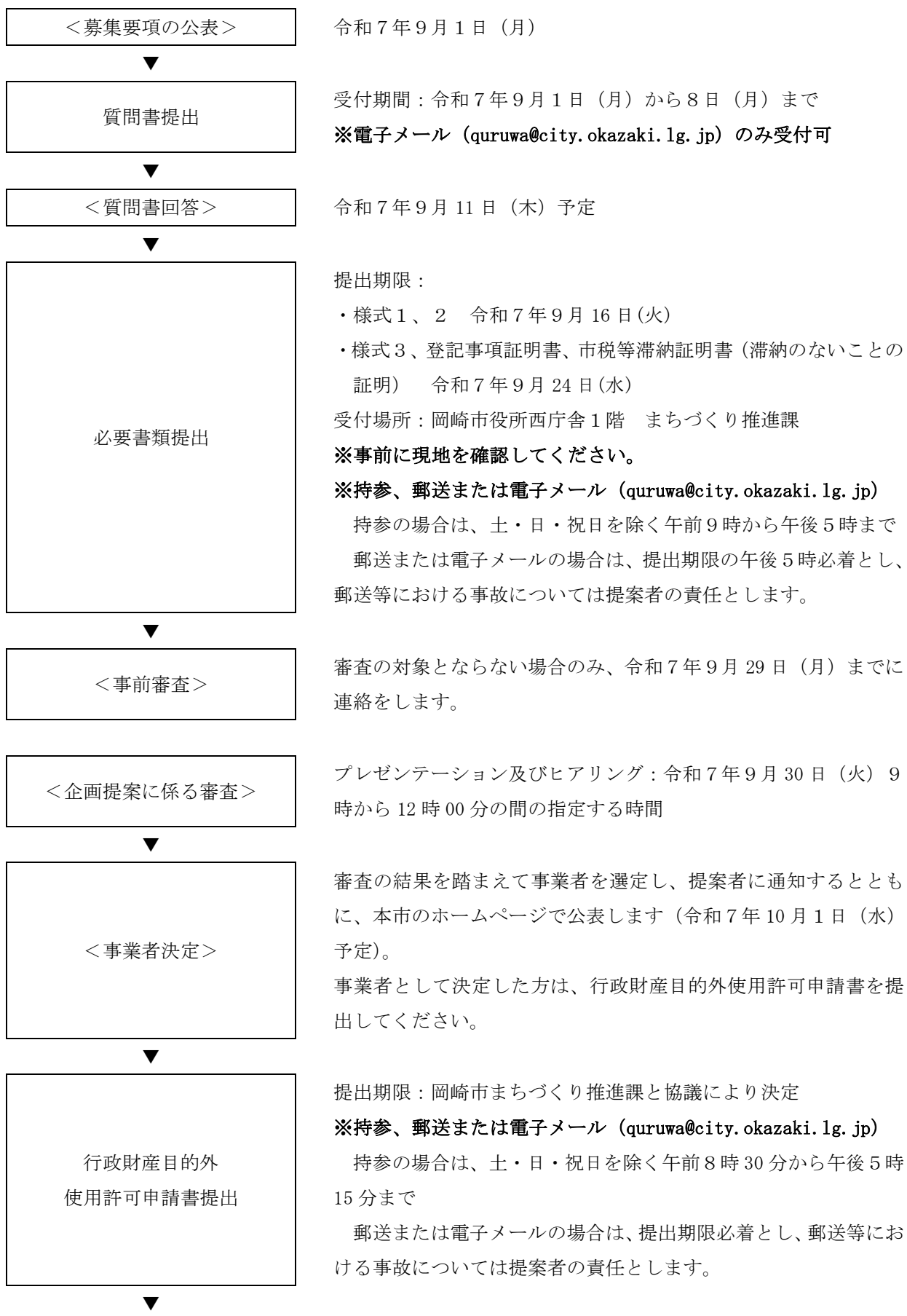
備考

④区画は乙川河川緑地の指定管理者に貸し出しています。そのため、本募集の対象外ですが、乙川河川緑地の指定管理者との調整により、使用しない日時と場所においては貸出可能です。ただし、乙川の増水時に乙川河川緑地の設置物の撤去置場として④区画及び①区画を使用する場合があります、その期間は使用できないことがあります。

舗装状況は以下の通り

碎石舗装(①区画)、As 舗装(一部未舗装)(②区画)、未舗装(土)(③区画)、As 舗装(一部未舗装)(⑤区画)

公募スケジュール



＜行政財産目的外使用許可＞



整備・運営

市が行政財産の目的外使用を許可します。※使用料の支払いについては、許可日以降に市が発行する納入通知書にてお支払いいただきます。

駐車場運営等に必要となる整備を行ってください。

※整備にあたっては、必ず事前に市と協議してください。

（整備前に、整備計画書を提出してください。）

整備にあたっての条件

1 整備工事について

整備工事の実施にあたっては、下の各項目を条件とします。

- (1) 関連法令等を遵守してください。なお、③区画は埋蔵文化財包蔵地のため、文化財保護法に基づく必要な手続き等があります。
- (2) 工事に必要な費用（光熱水費等含む。）は、全て事業者の負担とします。
- (3) 近隣住民、通行人、通行車両等の安全対策を講じてください。
- (4) 近隣住民に対し、防音、防塵、防犯対策等を講じてください。
- (5) 近隣住民等からの苦情、問合せ等の対応をしてください。
- (6) 工事にあたり、事故等が発生した場合、誠実かつ速やかに対応してください。
- (7) 整備費には復旧の費用を含めてください。復旧時の仕様は市と協議し決定してください。

2 駐車場の設備等について

駐車場の設備等の設置については、下の各項目を条件とし駐車場法及び駐車場法施行令に準拠することとします。

- (1) 車室、車路、歩行者通路、設備配置については、十分に安全を確保してください。
- (2) 必須の設備・機械は、有料駐車場管理に必要なもの、看板類です。この他、駐車場の管理運営に必要な設備は設置が可能です。
- (3) 「アイドリングストップ等のお願い」看板は必須です。素材は任意ですが、風雨に強いものとしてください。この他、管理運営に必要な看板類を任意で設置してください。
- (4) 電気等の引込みについては、事業者にて行うものとします。また契約についても事業者自身で行ってください。
- (5) 使用許可部分以外に、看板等を設置する場合は、関係する機関に届出や申請をしてください。届出や申請にかかる費用、使用にともなう費用は事業者負担とします。
- (6) 照明の向き、明るさは、近隣住宅への影響も十分配慮し、設置してください。
- (7) 追突や落下防止の対策を講じてください。

3 その他

- (1) 事業者は、使用許可終了にあたり、設備等の撤去計画を撤去開始の1か月前に提出し、使用許可終了までに撤去等を完了してください。撤去等終了した際には市との立会を行ってください。なお、基本的に現状復旧していただきますが、事前に市が承認した場合は、この限りではありません。
- (2) 使用許可期間中に、設備の入替え等により一時的に駐車場を閉鎖する場合は、1か月前までに市へ連絡してください。

募集要項の記載内容もよく確認してください。

管理運営にあたっての条件

1 費用の負担について

- (1) 運営に必要な工事費、設備費、業務経費（光熱水費等含む。）は全て事業者の負担とします。
- (2) 事業者の負担において、施設賠償責任保険に加入してください。

2 料金について

駐車場料金は、市と協議をし、決定してください。

3 その他管理について

- (1) 関連法令等に従い、管理運営をしてください。
- (2) 24 時間体制による管理体制とし、駐車機器等の障害が発生した場合は、速やかに現場に出動し、障害復旧を行ってください。
- (3) 24 時間体制によるコールセンター機能を有し、緊急時には現地対応や遠隔操作等により速やかに対応を行ってください。
- (4) 苦情や事故等についても迅速かつ誠実に対応し、市へ随時報告してください。
- (5) 騒音、排ガス、車両照明の反射、ごみ、進入車両の沿道への滞留等への対策を十分行い、近隣住民へ十分配慮するようにしてください。
- (6) 定期的に場内、また、その周辺を清掃し、常に良好な状態を維持してください。
- (7) 出庫する際の警告音を発する場合、音量は、近隣住民の迷惑にならない程度のものとしてください。
- (8) つり銭切れがないように定期的に補充をしてください。
- (9) 令和 8 年 6 月末、7 月末、及びその他期間中に 1 回以上の合計 3 回以上は草刈りを実施してください。

4 その他

- (1) 個人情報に関連法令を遵守し、適切に使用するとともに厳重に管理してください。
- (2) 市から依頼があった場合は、必要となる資料等の提供に協力してください。

募集要項の記載内容もよく確認してください。

使用予定日

岡崎市の事業及び関連事業において、当該用地を使用する予定は以下の通りです。
以下の期間は有効活用事業としての使用はできません。

使用時期	内容	備考
令和 7 年 10 月 18 日から 令和 7 年 10 月 19 日まで	乙川河川緑地指定管理関連イベント 関係者駐車場	①区画
令和 7 年 10 月 31 日から 令和 7 年 11 月 4 日まで	秋まつり関係者駐車場	①・②区画
令和 7 年 11 月 27 日から 令和 7 年 11 月 29 日まで	商工関連イベント関係者駐車場	①・②区画
令和 8 年 3 月下旬から 令和 8 年 4 月上旬まで	乙川河川緑地指定管理関連イベント 関係者駐車場	①区画
令和 8 年 7 月上旬から 令和 8 年 9 月上旬まで	花火大会関係者駐車場・資材置き場等	①区画の 全部または その一部・ ②区画
(乙川増水時)	乙川河川緑地設置物撤去時の置場	①区画



行政財産目的外使用許可書

〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(所在地)
(氏名または商号及び代表者名) 様

岡崎市長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、次の条件をつけて許可します。

記

(使用を許可する物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は次のとおりとする。

区分	所在及び施設名称	種目	数量
土地	岡崎市明大寺本町1丁目1番1の内、22番	宅地	〇〇㎡

(使用目的)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は許可物件を時間貸駐車場として使用しなければならない。

- 2 使用者は、許可物件の使用に際し、事前に市に提出し承認を受けた整備運営企画書及び整備計画の内容に基づく整備及び管理運営を行うものとする。
- 3 前項に規定する整備及び管理運営の内容に変更がある場合は、事前に市へ書面により申請し、市の承認を得なければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は令和7年 10 月〇日から令和9年3月 31 日までとする。

(使用料)

第4条 使用料は年額金〇〇〇〇円とする。

年度	年額
初年度	金〇〇〇〇円
次年度	金〇〇〇〇円

- 2 年度途中での許可の場合、その年度の使用料は、年額を日割計算した額とする。

(使用料の納付)

第5条 前条に規定する使用料を本市が発する納入通知書により、本市の定める納期限までに岡崎市出納取扱い金融機関又は収納取扱い機関に納付しなければならない。

(延滞金)

第6条 前条の納入通知書に記載された納期限までに使用料を納付しなかったときは、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例に基づき、納付すべき使用料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を納付しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、許可期間中、許可物件を第2条の使用目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、許可物件について修繕等その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって本市の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場を整備又は管理運営する権利を第三者に譲渡、転貸すること。
- (2) 整備又は管理運営事業の全部を第三者に委託し、又は請負わせること。ただし、事業の一部を第三者に委託する場合において、事前に市の承認を受けた場合はこの限りではない。

(物件保全義務等)

第9条 許可物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は善良な管理者としての注意をもって許可物件を維持保全、火災予防等に努めなければならない。

2 前項の維持保全等のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とし、その費用を本市に請求しないものとする。

3 第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者の責任と負担において解決しなければならない。

(実地調査等)

第10条 本市において必要があるときは、許可物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他の維持使用に関し指示することができる。この場合において、使用者は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(許可の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 本市において使用許可した物件を必要とするとき。
- (3) 使用者又はその役員等が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者であることが判明したとき。
- (4) その他、天災等により使用が不可能となったとき。
- (5) 使用者から、次条に定める使用辞退の申し入れを受けたとき。

(使用辞退の申し出)

第12条 使用者は、第3条に定める許可期間にかかわらず、許可物件の使用を辞退する旨を、許可物件の返還を予定する日の3か月前までに、本市所定の様式より本

市に申し出、次条で規定する義務を履行することにより、許可の取消しを受けるものとする。

(許可物件の返還)

第 13 条 第 3 条に定める許可期間が満了するとき又は第 11 条の規定により本市が許可を取り消したときは、使用者の費用をもって許可物件を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、本市が特に必要ないと認めるときはこの限りではない。

2 許可物件の返還にあたっては、許可期間が満了するときはその満了日までに、本市が許可を取り消したときは本市の指定する期日までに、前項に定める方法により行うものとし、本市職員の検査を受けるものとする。

(使用料の還付)

第 14 条 既納の使用料については還付しない。ただし本市において特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第 15 条 使用者は、その責めに帰する理由により、許可物件の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損による許可物件の損害額に対する相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者が自己の費用をもって物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 使用者は、許可期間が満了したとき、又は本市が使用許可を取り消したときにおいて、本市が指定する期日までに許可物件を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、本市の基準により算定した使用料の額）に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 前 2 項に掲げる場合のほか、使用者は、この許可に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第 16 条 使用者は、第 13 条の定めにより許可物件を返還するときは、使用者が支出した必要費及び有益費が現存している場合であっても、本市に対しその償還等の請求をすることができない。

(補則)

第 17 条 この許可について定めのない事項については、太陽の城跡地暫定活用事業者募集要項に定めるほか、すべて本市の指示に従うものとする。

(担当：都市政策部まちづくり推進課 管理活用係 電話 0564-23-7240)

この処分について不服等がある場合

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。



行政財産目的外使用許可書

〇〇〇〇第〇〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

所在地)

(氏名または商号及び代表者名) 様

岡崎市長 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のありました行政財産の目的外使用については、次の条件をつけて許可します。

記

(使用を許可する物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は次のとおりとする。

区分	所在及び施設名称	種目	数量
土地	岡崎市明大寺本町1丁目1番1の内	宅地	〇〇㎡

(使用目的)

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は許可物件を太陽の城跡地暫定活用事業者募集事業に係る有効活用事業のための敷地の用として使用しなければならない。

2 使用者は、許可物件の使用に際し、事前に市に提出した利用計画書の内容に基づいて行うものとする。

3 使用後は、利用報告書の提出を行うこと。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとし、使用時間は〇時〇分から〇時〇分までとする。（内、イベント使用は〇月〇日の〇時〇分から〇時〇分まで）

(使用料)

第4条 使用料は〇〇〇〇円とする。

(使用料の納付)

第5条 前条に規定する使用料を本市が発する納入通知書により、本市の定める納期限までに岡崎市出納取扱い金融機関又は収納取扱い機関に納付しなければならない。

(延滞金)

第6条 前条の納入通知書に記載された納期限までに使用料を納付しなかったときは、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例に基づき、納付すべき使用料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する額の延滞金を納付しなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、許可期間中、許可物件を第2条の使用目的以外に使用してはならない。

- 2 使用者は、許可物件について修繕等その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって本市の承認を受けなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 許可物件を第三者に転貸し、又は許可物件に関わる権利を第三者に譲渡してはならない。

(物件保全義務等)

第9条 許可物件は、地方自治法第238条の4第7項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は善良な管理者としての注意をもって許可物件を維持保全、火災予防等に努めなければならない。

- 2 前項の維持保全等のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用者の負担とし、その費用を本市に請求しないものとする。
- 3 第三者との間に紛争を生じた場合は、使用者の責任と負担において解決しなければならない。

(実地調査等)

第10条 本市において必要があるときは、許可物件について随時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その他の維持使用に関し指示することができる。この場合において、使用者は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(許可の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (2) 本市において使用許可した物件を必要とするとき。
- (3) 使用者又はその役員等が、岡崎市暴力団排除条例（平成23年12月21日岡崎市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者であることが判明したとき。
- (4) 使用者から、次条に定める使用辞退の申し入れを受けたとき。

(使用辞退の申し出)

第12条 使用者は、第3条に定める許可期間にかかわらず、許可物件の使用を辞退する旨を、許可物件の返還を予定する日の1箇月前までに、本市所定の様式より本市に申し出、次条で規定する義務を履行することにより、許可の取消しを受けるものとする。

(許可物件の返還)

第13条 第3条に定める許可期間が満了するとき又は第11条の規定により本市が許可を取り消したときは、使用者の費用をもって許可物件を原状に回復し、返還しなければならない。ただし、本市が特に必要ないと認めるときはこの限りではない。

- 2 許可物件の返還にあたっては、許可期間が満了するときはその満了日までに、本市が許可を取り消したときは本市の指定する期日までに、前項に定める方法により行うものとし、本市職員の検査を受けるものとする。

(使用料の還付)

第 14 条 既納の使用料については還付しない。ただし本市において特別の事情があると認める場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第 15 条 使用者は、その責めに帰する理由により、許可物件の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損による許可物件の損害額に対する相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用者が自己の費用をもって物件を原状回復した場合は、この限りではない。

2 使用者は、許可期間が満了したとき、又は本市が使用許可を取り消したときにおいて、本市が指定する期日までに許可物件を返還しないときは、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間に応ずる使用料の額（使用料を減免されている場合には、本市の基準により算定した使用料の額）に相当する金額の損害賠償金を支払わなければならない。

3 前 2 項に掲げる場合のほか、使用者は、この許可に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第 16 条 使用者は、第 14 条の定めにより許可物件を返還するときは、使用者が支出した必要費及び有益費が現存している場合であっても、本市に対しその償還等の請求をすることができない。

(使用上の条件)

第 17 条 使用者は使用にあたり、別紙の使用上の条件に指示に従うものとする。

(補則)

第 18 条 この許可について定めのない事項については、太陽の城跡地暫定活用事業者募集要項に定めるほか、すべて本市の指示に従うものとする。

(担当：都市政策部まちづくり推進課 管理活用係 電話 23-7240)

この処分について不服等がある場合

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、岡崎市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

使用上の条件（案）

- 1 申請者は、許可物件（施設）における運営の全責任を負うこと。
- 2 責任者を選任すること。
- 3 責任者は、当日の必要な人員を配し、次のとおり施設の整理にあたること。
 - (1) 参加者、聴衆の安全対策を講じること。
 - (2) 周辺の歩道の通行を妨げないよう参加者、聴衆の整理をすること。
 - (3) 周辺の道路に参加者や聴衆の車両駐車をさせないようにすること。
 - (4) 周辺住民の苦情申し入れに誠意をもって対応すること。
- 4 施設を損傷した場合は、速やかにまちづくり推進課に届け出てその指示を受け、申請者の負担において原形に復旧するものとする。
- 5 終了後、申請者は施設を原状に復すとともに、清掃を必ず実施するものとする。
- 6 開催中に市へ損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、申請者の責において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。
- 7 近隣に迷惑となる音出し行為等は禁止とする。
- 8 許可書の条件を遵守しない場合は、今後許可しないものとします。